

六十の六 地域密着型特定施設入居者生活介護費における業務継続計画未策定減算の基準  
指定地域密着型サービス基準第百二十九条において準用する指定地域密着型サービス基準第三条の三十の二第一項に規定する基準に適合していること。

六十の七 地域密着型特定施設入居者生活介護費における高齢者施設等感染対策向上加算の基準  
イ 高齢者施設等感染対策向上加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
(1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第百二十七条第一項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この号において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

(3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加していること。  
ロ 高齢者施設等感染対策向上加算(II)  
感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、三年に一回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。

六十の八 地域密着型特定施設入居者生活介護費における生産性向上推進体制加算の基準  
第三十七号の三の規定を準用する。

六十一・六十二 (略)

六十二の二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準  
イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上（ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により当該賃金改善が困難である場合は、この限りでない。）である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

六十一・六十二 (略)

六十二の二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準  
イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(削る)

と。

(2) (4) (略)  
 (5) 指定地域密着型サービス介護付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の  
注6の入居継続支援加算(I)若しくは(II)又は地域密着型特定施設入居者生活介護費における  
サービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれかを届け出ていること。  
サービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれかを届け出ていること。

口 (6) (8) (略)  
 (略)

六十二の三・六十三 (略)  
 六十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における安全管理体制未実施減算の  
基準

指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項(指定地域密着型サービス基準第百六十九  
条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

六十三の二の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における高齢者虐待防止措置未  
実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第百五十七条又は第百六十九条において準用する指定地域密着  
型サービス基準第三条の三十八の二に規定する基準に適合していること。

六十三の二の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における業務継続計画未策定減  
算の基準

指定地域密着型サービス基準第百五十七条又は第百六十九条において準用する指定地域密着  
型サービス基準第三条の三十の二第二項に規定する基準に適合していること。

六十三の三 指定地域密着型サービス介護付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者  
生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準  
(略)

六十三の三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における個別機能訓練加算の基  
準

イ 個別機能訓練加算(I) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法  
士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(は  
り師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復  
師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上  
機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」と  
いう。)を一名以上配置しているものであること。

ロ 個別機能訓練加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
 ハ 個別機能訓練加算(I)を算定していること。  
 入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。  
 (3) (2) (1) 必要に応じて個別機能訓練計画の内容を見直す等、機能訓練の実施に当たつて、(2)の情  
報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ハ 個別機能訓練加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
 個別機能訓練加算(II)を算定していること。

口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。

(2) (4) (略)  
 (5) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省  
告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密  
着型サービス介護給付費単位数表」という。)の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注  
4の入居継続支援加算(I)若しくは(II)又は地域密着型特定施設入居者生活介護費における  
サービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれかを届け出ていること。

口 (6) (8) (略)  
 (略)

六十二の三・六十三 (略)  
 六十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における安全管理体制未実施減算の  
基準

指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項に規定する基準に適合していること。

(新設)

六十三の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者  
生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準  
(略)

(新設)

六十三の三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における個別機能訓練加算の基  
準

(新設)

六十三の三の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者  
生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準  
(略)

(3) 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。

(4) (3)で共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。

#### 六十四～六十五の三 (略)

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準  
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準  
イ 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

口 入所者の摂食又は嚥下機能が医師の判断により適切に評価されていること。

ハ ホ (略)

六十八 認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における口腔衛生管理体制加算の基準

イ 事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

ロ (略)

六十九 (略)

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ (略)

ロ 退所者の退所後三十日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者（指定居宅介護支援等基準第一条の二第三項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

#### 六十四～六十五の三 (略)

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準  
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。第六十七号イ、第九十六条の二及び第九十八条において読み替えて準用する第九十三号において同じ。）及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準  
イ 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ 入所者又は入院患者の摂食若しくは嚥下機能が医師の判断により適切に評価されていること。

ハ ホ (略)

六十八 特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における口腔衛生管理体制加算の基準

イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

ロ (略)

六十九 (略)

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ (略)

ロ 退所者の退所後三十日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第一条の二第三項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

七十ーの二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、

介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準

イ 褥瘡マネジメント加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、  
に、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、そ

の後少なくとも三月に一回評価すること。

(2) (1)の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、  
当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(3) (1)の確認の結果、褥瘡が認められ、又は(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがある  
とされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

(4) (5) (略)

口 褥瘡マネジメント加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次のいずれかに適合すること。

a | (1)の確認の結果、褥瘡が認められた入所者又は利用者について、当該褥瘡が治癒

したこと。

b | (1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとさ

れた入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。

七十ーの三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、  
介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける排せつ支援加

算の基準

イ 排せつ支援加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携し  
た看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも三月に一回評価すると  
ともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当  
該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(2) (3) (略)

口 排せつ支援加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に尿道カテーテルが留置されていたこ

と。であつて要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去されたこ

七十ーの二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、

介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準

イ 褥瘡マネジメント加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 入所者又は利用者ごとに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利

用開始時に評価し、その後少なくとも三月に一回評価するとともに、その評価結果等の情

報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切

かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(新設)

(2) (1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医

師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡

管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

(3) (4) (略)

口 褥瘡マネジメント加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) (1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされ

た入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。

(3) (4) (略)

口 褥瘡マネジメント加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) (1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされ

た入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。

(3) (4) (略)

口 排せつ支援加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に尿道カテーテルが留置されていたこ

と。であつて要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去されたこ

七十一の四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける自立支援促進加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも3月に一回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たつて、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。

口二 (略)

七十一の五 (略)

七十一の六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における高齢者施設等感染対策向上加算の基準

イ 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行ふ体制を確保していること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項本文（指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この号において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

(3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行つた医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加していること。

高齢者施設等感染対策向上加算(II)

感染対策向上加算に係る届出を行つた医療機関から、三年に一回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。

七十一の七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における生産性向上推進体制加算の基準

第三十七号の三の規定を準用する。

七十二・七十三 (略)

七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善をする費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上（ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により当該賃金改善が困難である場合は、この限りでない。）である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(削る)

七十一の四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける自立支援促進加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に一回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たつて、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。

口二 (略)

七十一の五 (略)

七十一の六 (新設)

七十一の七 (新設)

七十二・七十三 (略)

七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善をする費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善をする費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善をする費用の見込額の平均を上回っていること。

(削る)

(削る)

(削る)

(2) (4) (略)

(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注9の日常生活継続支援加算(1)若しくは(2)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)若しくは(2)のいずれかを届け出ていること。

(6) (8) (略)

七十三の三・七十四 (略)

七十四の二 複合型サービス費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第百七十七条第六号及び第七号に規定する基準に適合していること。

七十四の三

複合型サービス費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する指定地域密着型サービス基準第三条の三十八の二に規定する基準に適合していること。

七十四の四

複合型サービス費における業務継続計画未策定減算の基準

指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する指定地域密着型サービス基準第三条の三十の二第一項に規定する基準に適合していること。

七十五 看護小規模多機能型居宅介護費における訪問看護体制減算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十七条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）をいう。以下同じ。における利用者（指定地域密着型サービス基準第百七十七条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護給付費単位数表の複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。以下この号及び第七十八条号において同じ。）の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービス（指定地域密着型サービス基準第百七十七条第十号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。）を提供した利用者の占める割合が百分の三十未満であること。

ロ 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時対応加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の(2)に係る加算をいう。第七十八条号イ(2)において同じ。）を算定した利用者の占める割合が百分の三十未満であること。

ハ 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の(2)に係る加算をいう。第七十八条号イ(3)において同じ。）を算定した利用者の占める割合が百分の五未満であること。

(3) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(4) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) (4) (略)

(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注7の日常生活継続支援加算(1)若しくは(2)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)若しくは(2)のいずれかを届け出ていること。

(6) (8) (略)

七十三の三・七十四 (略)

七十四の二 複合型サービス費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第百七十七条第六号及び第七号に規定する基準に適合していること。

七十四の三

複合型サービス費における業務継続計画未策定減算の基準

指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する指定地域密着型サービス基準第三条の三十の二第一項に規定する基準に適合していること。

七十五 看護小規模多機能型居宅介護費における訪問看護体制減算の基準

(新設)

(新設)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十七条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）をいう。以下同じ。における利用者（指定地域密着型サービス基準第百七十七条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護給付費単位数表の複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。以下この号及び第七十八条号において同じ。）の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービス（指定地域密着型サービス基準第百七十七条第九号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。）を提供した利用者の占める割合が百分の三十未満であること。

ロ 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の(1)に係る加算をいう。第七十八条号イ(2)において同じ。）を算定した利用者の占める割合が百分の三十未満であること。

ハ 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の(2)に係る加算をいう。第七十八条号イ(3)において同じ。）を算定した利用者の占める割合が百分の五未満であること。

七十五の二 看護小規模多機能型居宅介護費における口腔機能向上加算の基準  
第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(5)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

七十六 看護小規模多機能型居宅介護費における緊急時対応加算の基準

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。

七十六の二 看護小規模多機能型居宅介護費における専門管理加算の基準

次のいずれかに該当するものであること。

イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。

ロ 保健師助産師看護師法第三十七條の二第二項第五号に規定する指定研修機関において、同項第一号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。

七十七 (略)

七十七の二 看護小規模多機能型居宅介護費における遠隔死亡診断補助加算の基準

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。

七十八 看護小規模多機能型居宅介護費における看護体制強化加算の基準

イ 看護体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時対応加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時対応加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。

(3) 算定日が属する月の前十二月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の $\frac{1}{3}$ の加算をいう。)を算定した利用者が一名以上であること。

(4) 算定日が属する月の前十二月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の $\frac{1}{3}$ の加算をいう。)を算定した利用者が一名以上であること。

イ 総合マネジメント体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 総合マネジメント体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

七十八の二 (略)

七十九 看護小規模多機能型居宅介護費における総合マネジメント体制強化加算の基準

(削る)

イ 総合マネジメント体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、隨時、介護支援専門

員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画(指

定地城密着型サービス基準第百七十九条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画をいう。)の見直しを行っていること。

七十五の二 看護小規模多機能型居宅介護費における口腔機能向上加算の基準  
第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18」とあるのは、「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の $\frac{1}{3}$ の加算をいう。」と、同号イ(5)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

七十六 看護小規模多機能型居宅介護費における緊急時訪問看護加算の基準

第七号の規定を準用する。

七十七 (略)

(新設)

七十八 看護小規模多機能型居宅介護費における看護体制強化加算の基準

イ 看護体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。

イ 看護体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。

イ 総合マネジメント体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 総合マネジメント体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

七十八の二 (略)

七十九 看護小規模多機能型居宅介護費における総合マネジメント体制強化加算の基準

(削る)

イ 総合マネジメント体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随时、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画(指定地城密着型サービス基準第百七十九条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画をいう。)の見直しを行っていること。

(新設)

(2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行つてること。	(新設)
(3) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。	(新設)
(4) 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	(新設)
(5) 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	(新設)
(6) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	
(一) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行つてていること。	
(二) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となつていること。	
(三) 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共に事例検討会、研修会等を実施していること。	
(四) 市町村が実施する法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業や同条第二項第四号に掲げる事業等に参加していること。	
口 総合マネジメント体制強化加算(II) イ(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。	
七十九の二 複合型サービス費における生産性向上推進体制加算の基準	(削る)
第三十七号の三の規定を準用する。	
八十一の三 (略)	
八十二 居宅介護支援費における運営基準減算の基準	
八十二 居宅介護支援等基準第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これららの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。	
八十二の二 居宅介護支援費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準	
八十二 居宅介護支援等基準第二十七条の二に規定する基準に適合していること。	
八十二の三 居宅介護支援費における業務継続計画未策定減算の基準	
八十三 指定居宅介護支援等基準第十九条の二第一項に規定する基準に適合していること。	
八十四 (略)	
八十四 居宅介護支援費における特定事業所加算の基準	
(1) 特定事業所加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
イ 専ら指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を二名以上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。	

(2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行つてること。	(新設)
(3) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。	(新設)
(4) 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	(新設)
(5) 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	(新設)
(6) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	
(一) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行つてていること。	
(二) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となつていること。	
(三) 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共に事例検討会、研修会等を実施していること。	
(四) 市町村が実施する法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業や同条第二項第四号に掲げる事業等に参加していること。	
口 総合マネジメント体制強化加算(II) イ(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。	
八十二 居宅介護支援費における運営基準減算の基準	
八十二 居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これららの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。	
八十二の二 居宅介護支援費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準	
八十二 居宅介護支援等基準第二十七条の二に規定する基準に適合していること。	
八十二の三 居宅介護支援費における業務継続計画未策定減算の基準	
八十三 指定居宅介護支援等基準第十九条の二第一項に規定する基準に適合していること。	
八十四 (略)	
八十四 居宅介護支援費における特定事業所加算の基準	
(1) 特定事業所加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
イ 専ら指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を二名以上配置していること。	

- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を三名以上配置していること。  
ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三条第一項に規定する指定介護予防支援事業所(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。)をいう。以下同じ。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。
- (3) (7) (略)
- (8) 家族に対する介護等を日常的に行つている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- (9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- (10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり四十五名未満であること。ただし、居宅介護支援費(II)を算定している場合は五十名未満であること。
- (11) (13) (略)
- 特定事業所加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) (2) (略)
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。  
ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。
- 八 特定事業所加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) (2) (略)
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を二名以上配置していること。  
ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。
- 二 特定事業所加算(A) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) (2) (略)
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を一名以上配置していること。  
ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。
- (4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法(当該指定居宅介護支援事業所の従業者の勤務延時間数を当該指定居宅介護支援事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定居宅介護支援事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。)で一以上配置していること。  
ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の職務と兼務をしてある場合は、当該連携先の居宅介護支援事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を三名以上配置していること。  
ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三条第一項に規定する指定介護予防支援事業所(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。)をいう。以下同じ。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。
- (3) (7) (略)
- (8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- (10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり四十名未満であること。ただし、居宅介護支援費(II)を算定している場合は四十五名未満であること。
- (11) (13) (略)
- 特定事業所加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) (2) (略)
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。  
ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。
- 八 特定事業所加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) (2) (略)
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を二名以上配置していること。  
ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を二名以上配置していること。  
専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を二名以上配置していること。
- 二 特定事業所加算(A) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) (2) (略)
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を一名以上配置していること。  
ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。
- (4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。)で一以上配置していること。  
ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

いものとし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

#### 八十四の二 居宅介護支援費における特定事業所医療介護連携加算の基準

次のいずれにも適合すること。

イ (略)

ロ 前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を五回以上算定していること。

ハ (略)

#### 八十五 居宅介護支援費に係る入院時情報連携加算の基準

イ 入院時情報連携加算(I) 利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程（指定居宅介護支援等基準第十八条に規定する運営規程をいう。以下この号において単に「運営規程」という。）に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む）のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

ロ 入院時情報連携加算(II) 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（イに規定する入院した日を除き、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であつて、当該入院した日から起算して三日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

ハ (略)

八十五の二～八十六 (略)

八十六の一 介護福祉施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準  
指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。

八十六の二 介護福祉施設サービスにおける業務継続計画未策定減算の基準

イ 指定介護老人福祉施設基準第二十四条の二第一項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。

(新設)

#### 八十五の二～八十六 (略)

八十六の二 介護福祉施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準  
指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項に規定する基準に適合していること。

ロ 入院時情報連携加算(III) 利用者が病院又は診療所に入院してから四日以上七日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

#### 八十五 居宅介護支援費に係る入院時情報連携加算の基準

イ 入院時情報連携加算(I) 利用者が病院又は診療所に入院してから三日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

ハ (略)

八十四の二 居宅介護支援費における特定事業所医療介護連携加算の基準

次のいずれにも適合すること。

イ (略)

ロ 前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を五回以上算定していること。

ハ (略)

八十六の三の二 介護福祉施設サービスにおける個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算(I) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復

(略)

(新設)

八十六の三の三 介護福祉施設サービスにおける個別機能訓練加算の基準  
八十六の三 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの注8の厚生労働大臣が定める基準

師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下この号において「理学療法士等」という。)を一名以上配置しているもの(入所者の数が百を超える指定介護老人福祉施設においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を一名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。)で入所者の数を百で除した数以上配置しているもの)であること。

口 個別機能訓練加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

個別機能訓練加算(I)を算定していること。

(3)(2)(1) 入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。

必要に応じて個別機能訓練計画の内容を見直す等、機能訓練の実施に当たつて、(2)の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

個別機能訓練加算(IV) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

個別機能訓練加算(II)を算定していること。

口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。

(3)(2)(1) 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。

切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者

の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。

(4)(3) 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。

八十六の四 (略)

八十六の五 介護福祉施設サービスにおける高齢者施設等感染対策向上加算の基準

イ 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行なう体制を確保していること。

(2) 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項本文(指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下この号において「協力医療機関等」という。)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下この号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

(3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加していること。

口 高齢者施設等感染対策向上加算(II)

感染対策向上加算に係る届出を行つた医療機関から、三年に一回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。

八十六の六 介護福祉施設サービスにおける生産性向上推進体制加算の基準

第三十七号の三の規定を準用する。

八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある介護職員のうち人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上(ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により当該賃金改善が困難である場合は、この限りでない。)である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(2) (4) (略)

(5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注9の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は介護福祉施設サービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれかを届け出していること。

(6) (8) (略)

□ (略)

八十八の三・八十九 (略)

八十九の二 介護保健施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準

介護老人保健施設基準第三十六条第一項(介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

八十九の二の二 介護保健施設サービスにおける高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

介護老人保健施設基準第三十六条の二(介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

八十九の二の三 介護保健施設サービスにおける業務継続計画未策定減算の基準

介護老人保健施設基準第二十六条の二第一項(介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

八十九の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注7の厚生労働大臣が定める基準

(略)

八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) (2) (4) (略)

(1) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2) 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(4) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) (4) (略)

(5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は介護福祉施設サービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれかを届け出していること。

(6) (8) (略)

□ (略)

八十八の三・八十九 (略)

八十九の二 介護保健施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準

介護老人保健施設基準第三十六条第一項に規定する基準に適合していること。

八十九の二の二 介護保健施設サービスにおける高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

介護老人保健施設基準第三十六条の二(介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

八十九の二の三 介護保健施設サービスにおける業務継続計画未策定減算の基準

介護老人保健施設基準第二十六条の二第一項(介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

八十九の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注5の厚生労働大臣が定める基準

(新設)

八十九の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注5の厚生労働大臣が定める基準

## 九十一 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

## イ 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)の基準

(1) 次に掲げる算式により算定した数が四十以上であること。

$$A+B+C+D+E+F+G+H+I+J$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A・B (略)

C 入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行つた場合も含む。）を行つた者の占める割合が百分の三十五以上であつた場合は十、百分の三十五未満であり、かつ、百分の十五以上であつた場合は五、百分の十五未満であつた場合は零となる数

D 入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行つた者（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行つた場合を含む。）の占める割合が百分の三十五以上であつた場合は十、百分の三十五未満であり、かつ、百分の十五以上であつた場合は五、百分の十五未満であつた場合は零となる数

E (略)

F 当該施設において、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で算定したりハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が、五以上でありじた数が、五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に百を乗じた数がそれ〇・二以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、三未満である場合は零となる数

G 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上であり、かつ、社会福祉士である支援相談員を一名以上配置している場合は五、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上の場合は三、三未満であり、かつ、二以上の場合は一、二未満の場合は零となる数

## 九十一 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

## イ 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)の基準

(1) 次に掲げる算式により算定した数が四十以上であること。

$$A+B+C+D+E+F+G+H+I+J$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A・B (略)

C 入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行つた場合も含む。）を行つた者の占める割合が百分の三十以上であつた場合は十、百分の三十未満であり、かつ、百分の十以上であつた場合は五、百分の十未満であつた場合は零となる数

D 入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行つた者（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行つた場合を含む。）の占める割合が百分の三十五以上であつた場合は十、百分の三十五未満であり、かつ、百分の十以上であつた場合は五、百分の十未満であつた場合は零となる数

E (略)

F 当該施設において、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。）で算定したりハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が、五以上でありじた数が、五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に百を乗じた数がそれ〇・二以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、三未満である場合は零となる数

G 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上の場合は五、三未満であり、かつ、二以上の場合は三、二未満の場合は零となる数

H・J (略)

(2) (略)

(3) (略)

九十一の二・九十一 (略)

九十一の二・九十一 (略)

九十一の二・九十一 (略)

九十一の二・九十一 (略)

九十一の二・九十一 (略)

(1) (2)

(略)

H・J (略)

(2) (略)

(3) (略)

九十一の二・九十一 (略)

九十一の二・九十一 (略)

九十一の二・九十一 (略)

九十一の二・九十一 (略)

(1) (2)

(略)



(5) (4)で共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリーション計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、関係職種の間で共有していること。  
口 リハビリーションマネジメント計画書情報加算Ⅲ イ(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

## 九二二の三 (略)

九二二の四 介護保健施設サービスにおける高齢者施設等感染対策向上加算の基準  
イ 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
(1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。  
(2) 介護老人保健施設基準第三十条第一項本文（介護老人保健施設第五十条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この号において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携して適切に対応していること。  
(3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行つた医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加していること。  
口 高齢者施設等感染対策向上加算(II)  
感染対策向上加算に係る届出を行つた医療機関から、三年に一回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。

九二二の二 (略)  
(新設)

九二二の五 介護保健施設サービスにおける生産性向上推進体制加算の基準  
第三十七号の三の規定を準用する。

九三一九四四の三 (略)  
九十五から九十九まで 削除

(新設)

## 九三一九四四の三 (略)

九十五 介護療養施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準  
健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第十四条第五項及び第六項又は第四十三条第七項及び第八項に規定する基準に適合していること。

九五二 介護療養施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準  
指定介護療養型医療施設基準第三十四条第一項に規定する基準に適合していること。  
九五三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイの注9、ロの注8及びハの注7の厚生労働大臣が定める基準  
九五八の注7の厚生労働大臣が定める基準  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定介護療養型医療施設基準第二条又は指定介護療養型医療施設基準附則第十九条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること。  
ロ 指定介護療養型医療施設基準第十七条の二（指定介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。  
九十六 介護療養施設サービス（認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）における若年性認知症患者受入加算の基準  
第十八号の規定を準用する。

九六二 介護療養施設サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準  
通所介護費等算定方法第十四号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

九六三 介護療養施設サービスにおける口腔衛生管理加算の基準  
前号の規定を準用する。

第七十号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

### 九十八 介護療養施設サービス提供体制強化加算の基準

第九十三号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)及び(2)、ロ(1)並びにハ(1)及び(2)中「介護老人保健施設」とあるのは、指定介護療養型医療施設が療養病床を有する病院である場合にあつては「指定介護療養施設サービスを行う療養病棟」と、療養病床を有する診療所である場合にあつては「指定介護療養施設サービスを行う病室」と、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあつては「指定介護療養施設サービスを行う認知症病棟」と、同号イ(3)中「通所介護費等算定方法第十三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十四号」と読み替えるものとする。

### 九十九 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。

### 九十九の二 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

### 九十九の三 介護療養施設サービスにおける介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

### 百 (略)

百の二 介護療養施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準

介護療養施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準

規定する基準に適合していること。

百の二の二 介護療養施設サービスにおける高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

介護療養施設サービスにおける高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

規定する基準に適合していること。

百の二の三 介護療養施設サービスにおける業務継続計画未策定減算の基準

介護療養施設サービスにおける業務継続計画未策定減算の基準

規定する基準に適合していること。

百の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスの注7の厚生労働大臣が定める基準

介護療養施設第三十条の二第一項(介護療養施設基準第五十四条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

百の四 (略)

百の五 介護療養施設等感染対策向上加算の基準

イ 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

(2) 介護療養施設第三十四条第一項本文(介護療養施設基準第五十四条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下この号において「協力医療機関等」という。)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下この号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

(3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内

(削る)

(略)

百 (略)

百の四 (略)

百の五 介護療養施設等感染対策向上加算の基準

入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。



百六の四～百七 (略)  
百七の二 介護予防通所リハビリテーション費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
(1) (2) (略)

(3) 通所介護費等算定方法第十六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

(+) 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  
(+) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) (略)  
ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(+) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(3) (略)

百八 介護予防通所リハビリテーション費における口腔機能向上加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(5)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十六号」と読み替えるものとする。

百九～百十四の三 (略)  
百十四の三の二 介護予防短期入所生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準  
指定介護予防サービス等基準第百三十六条第二項及び第三項(指定介護予防サービス等基準第百五十九条又は第一百六十六条において準用する場合を含む)に規定する基準に適合していること。

百十四の三の三 介護予防短期入所生活介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準  
指定介護予防サービス等基準第百四十二条(指定介護予防サービス等基準第百五十九条において準用する場合を含む)又は第一百六十六条において準用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の十の二に規定する基準に適合していること。

百十四の三の四 介護予防短期入所生活介護費における業務継続計画未策定減算の基準  
指定介護予防サービス等基準第百四十二条(指定介護予防サービス等基準第百五十九条において準用する場合を含む)又は第一百六十六条において準用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の二の二第一項に規定する基準に適合していること。

百十四の四・百十五 (略)

百六の四～百七 (略)  
百七の二 介護予防通所リハビリテーション費及び通所型サービス費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
(1) (2) (略)

(3) 通所介護費等算定方法第十六号及び第二十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

(+) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  
(+) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) (略)  
ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(+) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(3) (略)

百八 介護予防通所リハビリテーション費における口腔機能向上加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18」とあるのは、「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護通所リハビリテーション費への注」と、同号イ(5)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十六号」と読み替えるものとする。

百九～百十四の三 (略)

(新設)

百十四の三の二 介護予防短期入所生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準  
指定介護予防サービス等基準第百三十六条第二項及び第三項(指定介護予防サービス等基準第百五十九条において準用する場合を含む)又は第一百六十六条において準用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の十の二に規定する基準に適合していること。

百十四の三の三 介護予防短期入所生活介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準  
指定介護予防サービス等基準第百四十二条(指定介護予防サービス等基準第百五十九条において準用する場合を含む)又は第一百六十六条において準用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の二の二第一項に規定する基準に適合していること。

百十四の四・百十五 (略)

百五の二 介護予防短期入所生活介護費における口腔連携強化加算の基準

第三十四号の六の規定を準用する。

百五の三 介護予防短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算の基準

第三十七号の三の規定を準用する。

百十六～百十七の三 (略)

百十七の三の二 介護予防短期入所療養介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百九十二条第二項及び第三項(指定介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

百十七の三の三 介護予防短期入所療養介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百九十五条(指定介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。)において準用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の十の二に規定する基準に適合していること。

百十七の三の四 介護予防短期入所療養介護費における業務継続計画未策定減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百九十五条(指定介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。)において準用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の二の二第一項に規定する基準に適合していること。

百十七の四 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療

養支援機能加算の基準

第三十九号の四の規定を準用する。

百十七の五 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における総合医学管理加算の基準

第三十九号の五の規定を準用する。

百十七の六 介護予防短期入所療養介護費における口腔連携強化加算の基準

第三十九号の六の規定を準用する。

百十七の七 介護予防短期入所療養介護費における生産性向上推進体制加算の基準

第三十九号の七の規定を準用する。

百十八～百十九の三 (略)

百十九の四 介護予防特定施設入居者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百三十九条第二項及び第三項(指定介護予防サービス等基準第二百六十二条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

百十九の四の二 介護予防特定施設入居者生活介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百四十五条又は第二百六十二条において準用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の十の二に規定する基準に適合していること。

百十九の四の三 介護予防特定施設入居者生活介護費における業務継続計画未策定減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百四十五条又は第二百六十二条において準用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の二の二第一項に規定する基準に適合していること。

百十九の五 (略)

(新設)

百十六～百十七の三 (略)

(新設)

百十六～百十七の三 (略)

(新設)



介護支援専門員（同条第二項に規定する介護支援専門員をいう。）が、緊急に」と、「地域密着型サービス基準第六十三条」とあるのは「地域密着型介護予防サービス基準第四十四条」と、「小規模多機能型居宅介護費」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護費」と読み替えるものとする。

百二十九  
（略）

百二十五の二 介護予防小規模多機能型居宅介護費における生産性向上推進体制加算の基準

第三十七号の三の規定を準用する。

百二十六～百二十七の三  
（略）

百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型介護予防サービス等基準第七十七条第二項及び第三項に規定する基準に適合していること。

## 百二十七の四の二 介護予防認知症対応型共同生活介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定地域密着型介護予防サービス基準第八十五条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第三十七条の二に規定する基準に適合していること。

百二十七の四の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費における業務継続計画未策定減算の基準

指定地域密着型介護予防サービス基準第八十五条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第三十八条の二第一項に規定する基準に適合していること。

百二十七の五 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注9の厚生労働大臣が定める基準

サービス基準第三十八条の二第一項に規定する基準に適合していること。

百二十七の六 介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養管理体制加算の基準

第五十八号の六の規定を準用する。この場合において、「通所介護費等算定方法第八号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十二号」と読み替えるものとする。

百二十七の七 介護予防認知症対応型共同生活介護費における高齢者施設等感染対策向上加算の基準

第五十八号の七の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「指定地域密着型サービ

ス基準第百五条第一項本文」とあるのは、「指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

百二十七の八 介護予防認知症対応型共同生活介護費における生産性向上推進体制加算の基準

第三十七号の三の規定を準用する。

百二十八～百二十九の三  
（略）

百二十九の四 介護予防支援費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定介護予防支援等基準第二十六条の二に規定する基準に適合していること。

百二十九の五 介護予防支援費における業務継続計画未策定減算の基準

指定介護予防支援等基準第十八条の二第一項に規定する基準に適合していること。

百二十九の六 訪問型サービス費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定相当訪問型サービス等基準第三十六条に規定する基準に適合していること。

百二十九の七 訪問型サービス費における業務継続計画未策定減算の基準

指定相当訪問型サービス等基準第二十六条に規定する基準に適合していること。

百二十九  
（新設）

密着型介護予防サービス基準第四十四条」と、「小規模多機能型居宅介護費」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護費」と読み替えるものとする。

百二十六～百二十七の三  
（略）

百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第七十七条第二項及び第三項に規定する基準に適合していること。

（新設）

百二十九の八 訪問型サービス費における指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第四条第一項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下この号において同じ。）と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当訪問型サービス（指定相当訪問型サービス等基準第三条に規定する指定相当訪問型サービスをいう。）を行う指定相当訪問型サービス事業所の基準

第三号の二の規定を準用する。

百三十 〔略〕 第三号の二の規定を準用する。

百三十の九 訪問型サービス費における口腔連携強化加算の基準

百三十一 訪問型サービス費における介護職員等特定待遇改善加算の基準  
第四号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)、(3)及び(4)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(5)中「訪問介護費」とあるのは「当該指定相当訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」と読み替えるものとする。

百三十一の二 〔略〕

百三十一の三 通所型サービス費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準  
指定相当訪問型サービス等基準第六十一条において準用する指定相当訪問型サービス等基準

百三十一の四 通所型サービス費における業務継続計画未策定減算の基準  
指定相当訪問型サービス等基準第六十一条において準用する指定相当訪問型サービス等基準

百三十一の五 通所型サービス費における口腔機能向上加算の基準

百三十二 通所型サービス費における口腔機能向上加算の基準  
第二十六条に規定する基準に適合していること。  
第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(5)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「担当職員及び介護支援専門員」と、同号イ(3)中「通所介護費等算定方法第一号、第六号、第十一号及び第二十号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十三号」と読み替えるものとする。

百三十二の二 通所型サービス費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準  
第十九号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)及び(2)中「介護支援専門員」とあるのは「担当職員及び介護支援専門員」と、同号イ(3)中「通所介護費等算定方法第一号、第六号、第十一号及び第二十号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十三号」と読み替えるものとする。

百三十三 通所型サービス費における一体的サービス提供加算の基準  
〔新設〕

百三十三 通所型サービス費における口腔機能向上加算の基準  
第十九号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「指定居宅サービス介護給付費」とあるのは「担当職員及び介護支援専門員」と、同号イ(3)中「通所介護費等算定方法第一号、第六号、第十一号及び第二十号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十三号」と読み替えるものとする。

百三十三 通所型サービス費における選択的サービス複数実施加算の基準  
〔新設〕

百三十三 通所型サービス費における選択的サービス複数実施加算の基準  
第十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の口の注若しくは二の注に掲げる基準又はへの注」とあるのは「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の通所型サービス費のハの注若しくはへの注に掲げる基準又はトの注」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。  
利用者が通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、一月につき二回以上設けていること。

(新設)

(新設)

百三十一 訪問型サービス費における介護職員等特定待遇改善加算の基準  
第四号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)(2)中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第四条第一項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）」と、同号イ(2)、(3)及び(4)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(5)中「訪問介護費」とあるのは「当該指定相当訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」と読み替えるものとする。

百三十一の二 〔略〕

(新設)

百三十二 通所型サービス費における口腔機能向上加算の基準  
第三十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18」とあるのは「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の通所型サービス費のト」と、同号イ(5)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十三号」と読み替えるものとする。

(新設)

百三十三 通所型サービス費における選択的サービス複数実施加算の基準  
第十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の口の注若しくは二の注に掲げる基準又はへの注」とあるのは「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の通所型サービス費のハの注若しくはへの注に掲げる基準又はトの注」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

百三十四 削除

第五十四条

厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する。

百三十五  
百三十八

百三十五  
百三十八

			改 正 後
		一三の五（略）	四
		（1）訪問介護費における介護職員等処遇改善加算の基準	イ
		（1）介護職員等処遇改善加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
		（1）介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の增加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	
		（1）当該指定訪問介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（IV）を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。	
		（2）当該指定訪問介護事業所において、介護福祉士であつて、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	
		（3）当該指定訪問介護事業所において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））あつては、指定都市又は中核市の市長、第三十五号を除き、以下同じ。に届け出ていること。	
		（3）介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	
		（4）（8）（略）	
		（9）（8）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	
（10）		訪問介護費における特定事業所加算（I）又は（II）のいずれかを届け出ていること。	

**百三十四 通所型サービス費における事業所評価加算の基準**  
第百十号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「通所介護費等算定方法第十六号に規定する基準のいずれにも該当しない」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十三号に規定する基準のいずれにも該当しない」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(傍線部分は改正部分)

(2) 当該指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の待遇改善の計画等を記載した介護職員等待遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。

(3) 介護職員等待遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) (略)

(5) (8)  
(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(6) 訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。

(2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及  
び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計  
画を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六  
十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第  
二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又  
は中核市の市長、第三十五号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪  
化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃  
金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容につ  
いて都道府県知事に届け出ること。

(4) (8) 略

(新設)



リ| 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)| 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)| イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

又| 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)| 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)| イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル| 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)| 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していること。

(2)| イ(1)(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)| (2)| イ(1)(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(4)| a| 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(5)| b| aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(6)| b| aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヲ| 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)| 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していること。

(2)| イ(1)(一)及び(2)に係る部分を除く。及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ| 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)| 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していること。

(2)| イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

(新設)

			(3)  次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
		(一)  次に掲げる要件の全てに適合すること。	
	a	a   介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。	
	b	b   aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。	
	(二)  次に掲げる要件の全てに適合すること。		
	a	a   介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	
	b	b   aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	(三)  次に掲げる要件の全てに適合すること。		
	a	a   介護職員等待遇改善加算(V)10%次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	b	b   令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員待遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定待遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	
	(一)(二)  (2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(二)  次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
	a	a   介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。	
	b	b   aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。	
	(三)  次に掲げる要件の全てに適合すること。		
	a	a   介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	
	b	b   aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	(四)  次に掲げる要件の全てに適合すること。		
	a	a   介護職員等待遇改善加算(V)11%次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	b	b   aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。	
	(五)  次に掲げる要件の全てに適合すること。		
	a	a   介護職員等の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	
	b	b   aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	(六)  次に掲げる要件のいずれにも適合すること。		
	a	a   介護職員等待遇改善加算(V)12%次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	b	b   令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員待遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定待遇改善加算(I)を届け出しており、(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	
	(一)(二)  (1)及び(2)に係る部分を除く。(2)から(6)まで、(7)から(4)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(三)(四)  次に掲げる要件のいずれにも適合すること。		
	a	a   介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。	
	b	b   aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。	
	(五)  次に掲げる要件の全てに適合すること。		
	a	a   介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	
	b	b   aについて、全ての介護職員に周知していること。	

(新設)

(新設)

レ| (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅹ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又はⅣを届け出ていないこと。

(2) イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(新設)

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  
b aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(三) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  
a 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅺを届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又はⅣ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(四) イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(五) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  
b aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(六) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(七) aについて、全ての介護職員に周知していること。

(八) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(九) 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(十) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(十一) aについて、全ての介護職員に周知していること。

(十二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(十三) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(十四) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(十五) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(十六) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(十七) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(十八) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(十九) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二十) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二十一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二十二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二十三) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二十四) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二十五) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二十六) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二十七) 次に掲げる要件の全てに適合すること。  
a 介護職員等の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(新設)

#### 四の二 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士であつて経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上（ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により当該賃金改善が困難である場合は、この限りでない。）である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  
（二）当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

四の四～五 (略)  
六 訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑩中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又はII)のいづれか」とあるのは、「訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又はII)のいづれか」と読み替えるものとする。

- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 訪問介護費における特定事業所加算(I)又はII)のいづれかを届け出ていること。
- (6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)からIII)までのいづれかを算定していること。
- (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- 口 介護職員等特定処遇改善加算(I)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいづれにも適合すること。
- 四の三 訪問介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準
- イ 介護職員等ベースアップ等支援加算の基準
- 口 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。
- イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- 口 指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出していること。
- ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)からIII)までのいづれかを算定していること。
- ヘ 口の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- 四の四～五 (略)  
六 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算の基準
- 第四号の規定を準用する。

## 六の二 訪問看護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定居宅サービス等基準第七十四条において準用する指定居宅サービス等基準第三十七条の二に規定する基準に適合していること。

## 六の二 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善をする費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上(ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により当該賃金改善が困難である場合は、この限りでない。)である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。

(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(IV)までのいずれかを算定していること。

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

## 六の三 訪問入浴介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

## 七 訪問看護費における緊急時訪問看護加算の基準

## 六の二 訪問看護費における業務継続計画未策定減算の基準

指定居宅サービス等基準第七十四条において準用する指定居宅サービス等基準第三十条の二第一項に規定する基準に適合していること。

## 七 訪問看護費における緊急時訪問看護加算の基準

(1) 緊急時訪問看護加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。

(3) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

口 緊急時訪問看護加算(II) イ(1)に該当するものであること。

イ 緊急時訪問看護費における専門管理加算の基準

次のいずれかに該当するものであること。

イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。

(新設)

八の二 (略) 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十七条の二第二項第五号に規定する指定研修機関において、同項第一号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。

八の二 (略) 訪問看護費における遠隔死亡診断補助加算のこと。

九 訪問看護費における看護通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。

九 訪問看護費における看護通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。

イ 看護体制強化加算(I)

(1) 指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 算定日が属する月の前六月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) 算定日が属する月の前六月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注13に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。

(三) 算定日が属する月の前十二月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注15に係る加算をいう。口(1)(二)において同じ。)を算定した利用者が五名以上であること。

(四) (略)

口 (略)

九の二 (略) 訪問看護費における口腔連携強化加算の基準

イ 指定訪問看護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C0000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

口 (略) 次のいずれにも該当しないこと。

(1) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(II)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。

(2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。

(3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。

十一 (略) 訪問リハビリテーション費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

十一 (略) 指定居宅サービス等基準第八十三条において準用する指定居宅サービス等基準第三十七条の二に規定する基準に適合していること。

八 (略)  
(新設)

九 訪問看護費における看護体制強化加算の基準  
イ 看護体制強化加算(I)

(1) 指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 算定日が属する月の前六月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注10に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) 算定日が属する月の前六月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。

(三) 算定日が属する月の前十二月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12に係る加算をいう。口(1)(二)において同じ。)を算定した利用者が五名以上であること。

(四) (略)

口 (2) (略)  
(新設)

十一 (略)  
削除



(削る)

## 十二の二 訪問リハビリテーション費における口腔連携強化加算の基準

イ 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行う

(1) に当たつて、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

(2) 口 次のいずれにも該当しないこと。

(1) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行ひ、口腔・栄養スクリーニング加算(II)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリー

(2) ニング加算を算定していること。

(3) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行つた日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。

## 十二の三 指定訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定訪問リハビリテーションを行つた場合の減算に係る基準

イ (略)

ロ イの規定に関わらず、令和六年六月一日から令和九年三月三十一日までの間に、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合には、同期間に限り、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注14を算定できるものとする。

(1) 又は(3)に適合すること。

(2) (1)及び(3)に規定する研修の修了等の有無を確認し、訪問リハビリテーション計画書に記載していること。

## 十三の二十三 (略)

## 二十四 通所介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ 第四号の規定を準用する。この場合において、「訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」とあるのは、「通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

## 二十四の二 通所リハビリテーション費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

イ 指定居宅サービス等基準第百十九条において準用する指定居宅サービス等基準第三十七条の二に規定する基準に適合していること。

## 二十四の三 通所リハビリテーション費における業務継続計画未策定減算の基準

イ 指定居宅サービス等基準第百十九条において準用する指定居宅サービス等基準第三十条の二第一項に規定する基準に適合していること。

二 リハビリテーションマネジメント加算(B)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
 ハ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たつて、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(新設)

## 十二の二 指定訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定訪問リハビリテーションを行つた場合の減算に係る基準

イ (略)

ロ イの規定に関わらず、令和三年四月一日から令和六年五月三十一日までの間に、イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注10を算定できるものとする。

(新設)

## 十三の二十三 (略)

## 二十四 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 第四号の規定を準用する。

## 二十四の二 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 第四号の二の規定を準用する。

## 二十四の三 通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

イ 第四号の三の規定を準用する。